

平成26年7月23日

〒105-0004

東京都港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル 702

ホノルルマラソン日本事務局 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク

理事長 杉浦 市尚

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目18番22号

三博ビル

事務局長 外山 孝司

(TEL: 052-265-9258, FAX: 052-265-6

## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

さて、貴協会のホノルルマラソン日本語ホームページ(<http://www.honolulumarathon.jp/>)の「権利放棄と責任免除の同意書」（以下「同意書」と言います）を消費者保護の観点から検討しました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し、不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申し入れを致しますので、ご検討の上、貴協会の見解や対応につき、平成26年8月末日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴協会からの回答の有無及び回答内容、本申し入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することができますことを申し添えます。

敬具

## 申し入れ事項

### 第1 申し入れの対象となる同意書の条項

#### 1 第3項（損害賠償免責条項）

本エントリーフォームを受理して頂くにあたり、私自身及び私を代理する権限のある者は、ホノルルマラソン協会 (HONOLULU MARATHON ASSOCIATION)、ホノルル市及び郡、ハワイ州、アメリカ合衆国、スポンサー、レースデーウォーク、USA Track & Field、並びにこれらの代理機関及び代表者に対して、私の大会への参加（大会前後の活動を含む）、または大会関係者の過失によって、私が被るすべての傷害に関して、一切の請求権を放棄し告訴等を行わないことを誓います。

#### 2 第11項（参加費不返還条項）

私は、申し込み後のキャンセルが一切受け付けられず、緊急時又は地域や国にとっての災害が生じた際に、大会主催者はレースの中止や日時の変更を行う権利を有し、その際でも参加料の返金はなされないことに同意します。

### 第2 申し入れの趣旨

- 1 同意書第3項を削除して下さい。
- 2 同意書第11項の「緊急時又は地域や国にとっての災害が生じた際に」及び「その際でも参加料の返金はなされないことに同意します。」を削除して下さい。

### 第3 申し入れの理由

#### 1 申し入れの趣旨第1項について

##### (1) 消費者契約法8条1項1号ないし4号による無効

ア 消費者契約法8条1項1号及び3号は、事業者の故意または過失により生じた債務不履行や不法行為に基づく損害賠償責任の全部を免除する条項を無効としています。

また、同法8条1項2号及び4号は、事業者及びその使用者の故意又は重大な過失により生じた債務不履行や不法行為に基づく損害賠償責任の一部を免除する条項を無効としています。

イ この点、同意書第3項は、ホノルルマラソンにおいて傷害事故が発生した場合、貴協会の過失や重過失を問わず貴協会が一切責任を負わないこと、及び、貴協会の関連機関やその関係者の過失によって消費者に生じた傷害についても、一切責

しかしながら、本条項は、貴協会及び消費者の双方の責任ではない理由によって、大会を中止せざるを得なくなった場合に、貴協会に払い込まれた参加料を一切返金しないことを定めるもので、上記民法の債務者主義の原則に反します。また、大会中止の決定時期によっては、大会中止によって貴協会が支出を免れる金額も相当な金額に上ると考えられます。中止の決定時期を問わず、参加料を一切返金しないのは、消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条に反し、無効です。

### (3) 結論

以上のとおり、本条項の「緊急時又は地域や国にとっての災害が生じた際に」及び「その際でも参加料の返金はなされないことに同意します。」という部分は、消費者契約法8条1項1号又は3号、及び10条により無効ですので、削除することを求めます。

以上